十二の二　（略）

第一号の五の規定を準用する。

十三　（略）

行動障害の内容	一点	三点	五点
（略）	（略）	（略）	（略）
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり

十三の二　入所給付費単位数表第1の1の注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

第一号の規定を準用する。

十三の三　入所給付費単位数表第1の1の注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する者

第一号の二の規定を準用する。

十四～十六　（略）

十六の二　（略）

第一号の五の規定を準用する。

十七・十八　（略）

○厚生労働省告示第百十号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乗じる割合 イ　指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）、共生型児童発達支援（指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

十二の二　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所給付費の注5の2及び注7の厚生労働大臣が定める基準

従業者であって強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが支援を行うこと。

十三　（略）

行動障害の内容	一点	三点	五点
（略）	（略）	（略）	（略）
パニックへの対応が困難			困難
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難

（新設）

十四～十六　（略）

十六の二　入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2の厚生労働大臣が定める基準

第十二号の二の規定を準用する。

十七・十八　（略）